

○上山主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第1回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催します。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。このワーキング・グループの主査を担当します、上山です。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から御報告をお願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。本日の出席状況を報告いたします。

画面を共有しました参考1で、御覧のとおりのお出席状況となっております。

なお、星野委員につきましては、先ほど御連絡がありまして、本日、欠席ということでありました。

以上、報告いたしました。

○上山主査 ありがとうございます。それでは、議事に移ります。

本日は、3件の報告と質疑応答をして、その後、全体を通しての意見交換を行います。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について、事務局から説明をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。それでは、説明をいたします。

資料1にありますとおりの検討項目となっております。内容は、論点、対応困難事案に関することということです。これに関しまして、少し背景等を説明していきたいと思えます。

こちらは、今年度から始まりました第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要となっております。

第二期計画は、前期計画の課題への対応を進めていくものとなっております。計画自体は、5年間の計画となっておりますけれども、このたびワーキングで取り上げる内容は、ちょうど中間年に当たります、令和6年度に実施する中間検証、これまでの間に検討状況を定期的に確認する必要があるものが対象ということでもあります。

先ほど申し上げましたとおり、地域連携ネットワークワーキング・グループの論点は、対応困難事案に関することということになっております。少し関連する概要を御確認できればと思えます。

こちらにありますとおり、第二期基本計画には副題がついております。御覧いただきますとおり「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」と、こういった形になっております。こちらは、成年後見制度を広く権利擁護支援という大きな枠の中で対応するという示されている副題となっております。

そして、その基本計画の考え方というものとして3つ掲げられております。

1つが、地域共生社会の実現に向けて、先ほど申し上げました、権利擁護支援を推進するということ。

2つ目は、全国どういった地域においても、制度を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続する。そして、本人の地域社会への参加の実現を目指すということです。

そして、3点目です。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていくということで整理されております。

次に、全体の概念を図に表したのが、こちらになっております。

全体といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、地域共生社会の実現を目指す、そういった中で成年後見制度の利用促進も、その1つとして位置づけられる。そして、権利擁護支援ということを何度か申し上げましたけれども、様々な福祉等のネットワークの中で、権利擁護支援の考え方を根づかせていこうということです。そして、その権利擁護支援の概念は、こちらに記載されております。本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方ということで整理をしております。

大きく2つ、左手、右手がございましてけれども、1つが意思決定支援ということで、御本人の意思を尊重して、それを実現に向けて支援をしていくということ。そして、あと1つが、権利侵害の回復支援ということです。例えば、虐待のように、御本人の声を上げるのは難しい環境におられる方がいらっしゃいます。こういった方の権利侵害の回復を図っていくということです。

以上、申し上げましたとおり、意思決定支援と権利侵害の回復支援、この2つを、本人を中心にした支援、活動と、こういった考えの中で盛り込んでいく。それを様々なネットワークで意識を持ちながら、みんなで地域を支えていくということで、地域共生社会の実現ということを目指していくということで整理をしているということになります。

こういった形で、成年後見制度、広くは権利擁護支援ということになるのですが、福祉から司法まで、多くの関係者の協力によって地域の中でも、地域共生社会、こういった中で、御本人の支援を図っていくことを目指していくということになります。そして、多くの関係者の協力が必要であるがゆえに、御本人の支援の内容にも多様なものがあります。福祉から司法までということになります。そういった意味で、関係者の適切な連携が重要になってくるということです。

そして改めて、こちら、対応困難事案ということをお覧いただいておりますけれども、今申し上げた観点から、このワーキングでは、円滑な連携等に関して検討を進めていくということが、大きな狙いとなっております。

少し詳細も見ていきます、2番目のところです。検討事項ということで、第二期基本計画の抜粋を記載しております。国及び専門職団体は、このような、具体的には中核機関が関係者と認識を共有できない事案に関して、市町村、中核機関が関係機関、関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討すると、こういったことで記載をされております。

そして、今回の検討項目ということになりますけれども、こういった多様な主体のうち、今回は、中核機関や市町村に寄せられる後見人等に関する対応困難な相談の内容及びその対応についてということを検討するということになっております。

全体を俯瞰するために、こちらのほうに検討スケジュールを示しております。令和4年度、今年度です。第1回は、先ほど申し上げましたとおり、中核機関や市町村に寄せられるものに対する対応ということです。翌月、第2回ワーキング・グループ、10月ですけれども、こちらでは、専門職団体、そして家庭裁判所に寄せられる後見人等に関する対応困難な内容について検討すると。その上で、これらの関係機関間の連携をどうやって進めていったらいいのかということをお話しさせていただくという流れになっております。そして、年を明けまして1月になります。第3回ワーキング・グループでありますけれども、そこで後見人等に関する、相談に関する中核機関、市町村、専門職団体、家庭裁判所の役割及び、これに応じた対応フロー等の整理について御議論いただくということになっております。

そういったものを受けつつ、来年度改めて検討し、令和6年度からは、最初に申し上げましたように、中間検証に入っていくと、こういった流れになってくるということになります。

私からの説明は、以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。

まず、山口県和木町の岩下さんから、お願いいたします。

○岩下氏 山口県にあります和木町地域包括支援センターの岩下と申します。画面を共有いたします。

和木町地域包括支援センターの岩下めぐみと申します。今日は、和木町における中核機関の後見人支援について、事例を通して御紹介させていただきます。事例については、個人情報保護の観点から、内容を一部変更の上、詳細は控えさせていただきます。

和木町は、山口県と広島県の県境にある広さ10.58平方キロメートルの小さな町です。面積の半分は山林、平地のほとんどは宅地化され、海に面した土地にはコンビナートが広がります。町内にはバラのきれいな蜂ヶ峯公園があり、町民のウォーキングコースになっています。令和4年4月1日現在の人口は6,041人、高齢化率は28.8%です。

地域包括支援センターは、町の直営で1か所あり、保健師1名、社会福祉士3名で運営しています。このうち、常勤の社会福祉士2名が、ほかの業務と兼務しながら権利擁護相談を担当しています。

和木町の中核機関の体制です。和木町は、令和2年5月に中核機関として、成年後見支援センターを地域包括支援センターに設置しました。イメージ図にあるように、今まで地域包括支援センターが取り組んでいた権利擁護事業を成年後見支援センターと名づけ、業務を明確化し、成年後見制度の利用を促進しています。

地域包括支援センターから成年後見支援センターの業務の流れと、チームと協議体の構

成です。

ア、権利擁護の身近な相談窓口である地域包括支援センターが、権利擁護支援を必要とする人を地域で発見します。

イ、地域包括支援センターは、本人を中心とするチームを形成し、権利擁護支援に当たります。チームの構成員は、ケースごとに柔軟に連携します。

ウ、成年後見支援センターが、弁護士、司法書士、社会福祉士、関係機関と連携、協力する協議会を開催し、チームを含めた協議の場を運営します。協議会がチームを支援し、①成年後見制度利用促進、②受任調整会議、③後見人支援と進みます。

エ、チーム支援から積み上がってきた課題は、町にある既存の会議で協議し、再び協議会にフィードバックします。新たな組織を作るのではなく、既存の仕組みに協議会を組み込む形になっています。

事例を通して支援の流れを説明します。

本人は80歳代女性、夫、息子、孫の4人世帯のケースです。重度の認知症の本人を支えるキーパーソンとして、これまで夫が支えてきましたが、交通事故で寝たきりになりました。また、息子による本人への経済的虐待も懸念、このため、無職の孫を新たなキーパーソンとして、状況に合わせたチームを構成しながら、弁護士、司法書士、社会福祉士が参画する協議会によりチームを支援したケースです。

令和3年度は、協議会を3回開催し、①成年後見制度利用促進、②受任調整会議、③後見人支援と進みました。

1回目の協議会では、状況を整理し、祖父母の成年後見制度利用の必要性について協議しました。専門職から今後の見通しと制度利用のメリットを伝えることで、制度利用を前向きに捉えることができました。

2回目の協議会では、申立人、後見人候補者について、具体的に協議しました。申立費用の負担を孫が心配していましたが、申し立てるメリットが大きいことを確認し、孫が申立人となって、祖父母の成年後見を申し立てることが決まりました。また、家族の問題が複雑なため、後見人候補者は家裁に一任するとして申し立てることとしました。成年後見支援センターが、書類作成の支援や関係機関との連絡調整を担い、申立てに向けて進んでいましたが、祖父の診断書が届くまでに2か月かかってしまい、申立てまでにかかなりの時間がかかってしまいました。

このケースは、家庭裁判所と成年後見支援センターが情報共有することで、困難な状況にありながら解決の糸口を見つけたことができたケースでもあります。

申立て後に、家裁から本人の状態を確認する電話がセンターにあり、診断書と現状は乖離していることを相談できました。また、祖父が転院先で危篤状態となってしまったことを家裁に相談すると、審判保留とし、状態が落ち着いてから転院先で診断書を再作成し、審判へ進めることと提案いただきました。祖母の後見人は、財産管理や身上保護のために、社会福祉士に決定し、抗告期間を待っていたところ、祖父と息子が急死し、状況が一変し

てしまいました。再び家裁に状況を相談し、祖父の審判取下げについて助言いただきました。また、孫は、祖父の生命保険受取の進めを進める中で、後見人との連絡が必要になったときには、家裁が後見人と調整し、抗告期間中から後見人と連絡できるようになりました。このように、刻々と変化する状況を家裁に相談しながら、後見人の交代はせず、協議会を活用して相続について協議することとしました。

3回目の協議会では、後見人支援として、弁護士、司法書士から相続についての助言、社会福祉士から身上保護の助言をいただき、孫と祖母が安心して暮らすための支援の見通しを立てることができました。

この事例では、成年後見支援センターが、ケースの課題整理、被後見人等との関係づくり、関係機関との連携を支援しました。具体的には、後見人への情報提供、初回面接時のセンター職員の同席や関係機関への引き継ぎの支援です。成年後見支援センターだけでは対応が困難な家族支援や相続については、弁護士、司法書士、社会福祉士が委員となる協議会で協議しました。協議会では、生活費の確保、相続放棄、相続整理について助言をいただき、後見人から具体的に何をどう進めていくかの見通しが立ったとの言葉をいただきました。このように成年後見支援センターが中心となり、家庭裁判所との連携や協議会で協議を重ねることで、金銭の確保や介護サービスの組立て等の支援の方向性を示すことができました。このケースは、法律や福祉の専門職の助言があったからこそ、解決できました。今では相続が無事に終わり、本人は施設入所、孫は再就職に向けて進んでいます。

中核機関を設置したことで、本人や後見人等の状況の変化など、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人等による活動が本人の意思を尊重し、その心情に配慮して行われるよう、後見人等を支援することができました。

和木町は、チームに連携が必要なメンバーが柔軟に加わることができます。地域包括支援センターが培った関係を強みに、チームと協議会を運営しています。今回のケースでは、中核機関の成年後見支援センターが中心となって支援の輪をつなぐことで、専門的な支援が可能になったと思います。形にこだわらない仲間づくりが大切だと感じています。これからも、それぞれの強みを大切に支援の輪を広げていこうと思います。

以上で、和木町の発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 岩下さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

御質問のある方、どうぞ。幸い今のところ、時間が潤沢にありますので、お気軽に御質問等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○青木委員 すみません、お時間があるということなので、発表ありがとうございました。

今日の御発表の協議会の役割は、個別ケースの支援に向けての協議会の役割だったと思いますが、こういうことを通じて、協議会で和木町の地域課題と、抽象的にというか、事例を離れて協議をするような、そういう場というものもあるのでしょうか、教えていただけ

ればと思います。

○岩下氏 和木町のほうで、地域課題について協議会で協議するというのは、まだ実施できていないのですけれども、そして、人口も少なく、まずは、権利擁護の相談自体がとて少ないので、まずは、こういった機関が立ち上がりました、お気軽に相談してほしいということの周知から、今、ぽつぽつ進めているところです。

広報で周知させてもらって、幾つか相談が増えているような状況なので、その中で積み上げたものを、また協議できればと思っています。

○青木委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかに御質問、ございますでしょうか。中村委員、お願いいたします。

○中村委員 どうもありがとうございました。

行政の地域包括支援センターが直営で成年後見支援センターを行うことで、これまでの強みやネットワークを生かした協議体の取り組みがなされていると聞かさせていただきました。社協の立場としては、日常生活自立支援事業は権利擁護の1つですけれども、それを進めている社協の存在というのは、どういうふうになっているのか、お教えいただければありがたいと思います。

○岩下氏 和木町にも社会福祉協議会がございます。地域福祉権利擁護事業も担当いただいているのですけれども、やはり権利擁護ということの周知が不十分なので、今、権利擁護の利用者もゼロ人という状況になっています。ですので、まずは、関係者のほうでしっかり成年後見制度についても勉強するとか、権利擁護について周知するところを深めていっている状況です。

チームについては、この方についても、社会福祉協議会の方に参画をいただいて、協議はして参っています。ですので、1つずつ積み重ねて大きく育てていければと思っています。

○中村委員 どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかに御質問、ございますでしょうか。西川委員、お願いいたします。

○西川委員 御報告ありがとうございました。

家庭裁判所と成年後見支援センターとの連携という話が出てきました。今日の御報告ですと、個別の事案が生じて申立てがあって、そこで家庭裁判所と連携したということだとお聞きしたのですけれども、それ以前に、具体的な事案を前提とせずに、家庭裁判所と協議をする場があったのか、あるいは、家庭裁判所とこういったいい連携ができたことによって、何か変わったことがあるのか。恐らく、これまでは家庭裁判所と、あまり連携がなかったのではないかと思うのですが、その辺りの変化についても、教えていただければと思います。

○岩下氏 和木町が中核機関を立ち上げたのが、2年の5月なのですが、その前の年から、

まずは山口県の家庭裁判所のほうから、和木町のほうに中核機関を整える方法について、幾つか助言もいただいて、中核機関を立ち上げる前段階の協議会でも、全て家庭裁判所の方に入っていていただいて助言を受けて立ち上がったという背景があります。個別事例については、このパイプを生かして、地域の家庭裁判所とつながりやすい関係が持てているのかなと思っています。

今後については、何か大きく協議することがあれば、アドバイザーという形で入ってきますということは、御助言いただいております。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

時間的に、あとお一人、お二人ぐらいは、御質問を受け付けられるかと思うのですが、いかがでしょうか。後ほど意見交換の場でも、また、御質問等をいただくこともできますので、何かお気づきのことがありましたら、その際に、御発言をいただければと思います。

それでは、岩下さん、どうもありがとうございました。

次の御報告に移りたいと思います。次は、岡山県倉敷市の渡邊さんから、お願いいたします。

○渡邊氏 倉敷市の渡邊です。よろしく申し上げます。

これから、倉敷市における後見人等の選任後の相談事案・対応等について発表します。

まず、倉敷市の支援体制について少し御説明をします。詳しい体制につきましては、スライドの最後のページに参考として掲載しておりますので、御覧ください。

本市は、令和4年3月に直営と一部委託の形で、中核機関を立ち上げています。本市の特徴として、高齢者支援センターが市内に25か所と、3つのサブセンターを持ち、おおむね中学校区に設置していること。また、障害者支援センターを市内に6か所、障害者の虐待対応をする基幹相談支援センターを持っていることから、これらの支援機関と行政の担当部署が連携し、高齢者・障害者の生活相談支援や虐待対応を行う中で、成年後見制度の利用促進を進めていくという点です。よって、後見人選任後の相談対応については、中核機関の立ち上げ前から行っておりましたので、今回御報告する事例につきましては、昨年度以前から対応した内容も含んでおります。

P2のスライドでは、後見人等の選任後の相談事案について、大きく4点に分類できると思っており、こちらに書いております。

1つ目は、本人からの相談です。多くは、本人に関わる福祉の支援者が、本人から聞き取る言葉や言葉の内容から読み取ったものが上がってきます。こちらは、調査を進めていくと、後見人の支援の仕方に課題がある場合もありますし、例えば、金銭管理に関しては、本人がしたいことと収入がマッチングしていないために出てくる場合もあります。

2つ目は、家族からの相談です。1つ目のポツは、こういった相談が来た場合は、本人が利用している福祉の支援者に状況を確認します。事情を聞ける方であれば、後見人にも連絡を取って事情を聞きます。2つ目のポツは、家庭裁判所に言うと、やめろと言われる

と嫌だし、どこに言えばいいのか分からないということで、市役所のほうに来られました。

3つ目は、本人の福祉の支援者から、主に支援者の目線での相談です。本人の面会に来ない。すぐに対応してくれないという内容のものが多くなります。こういった相談は、ケアマネジャーさんや相談支援員の方、施設の方からいただくことが多い相談です。支援者からすると、後見人さんによって支援者と連携を取って進める人、取らないで進める人といろいろおられるので、何が後見人の仕事か分からないと思うところが多いようです。こういったケースの解消として、支援者への研修を積極的に行うことで、支援者から疑問として上がり、こちらにもそれに応えることで、後見制度への理解につながっていくことが多くなっています。

4つ目は、本人の後見人から、後見人の方自身が支援をする上で困っているという相談です。これは、直接市に言われる場合もありますが、福祉の支援者がチームで支援会議を行う中で上がってくる場合が多くあります。

今、お話した相談事案について、対応する一連の流れを図にしたものが、P3の図になります。

相談が上がると、まず、事実確認を行います。事実確認の下に、バツがついた矢印を書いています。こちらは、チーム支援がうまくいっている場合には、後見人も含めて、対応協議、情報共有に進みますが、後見人が福祉関係者とうまくチームが作れていないことで、課題が生じている場合や、後見人がそもそも連携に協力をしてくれない場合には、市では後見人がどういった支援をしているのか、周りの支援者からの情報でしか分からないので、事実確認や対応協議、情報共有に進めないこともあります。専門職団体に属していない後見人の場合は、特に情報が得られないことがあります。しかし、現状は、チーム支援がうまくいっていない場合も含めて、ひとまず集められる情報と、集まれる支援者でケース会議を行っています。

本市では、会議の仕方は3つあります。

1つ目は、個別会議としてのミニ地域ケア会議。

2つ目は、市全体で行うネットワーク会議です。このネットワーク会議では、専門職団体から派遣いただいているアドバイザーの先生からアドバイスをいただき、方針を決める際の参考にします。

もう一つが、個別会議にアドバイザーの先生に直接来ていただく場合です。こちらは、緊急で急ぐ場合や、特定の専門職のアドバイスが必要な場合、また、市全体の会議では話しにくい場合に行います。そして、対応協議で方針を決めて支援をします。

支援の内容は、市の福祉で解決できる場合、市だけでは解決できない場合、その他の相談窓口での支援につなぐ場合の3つに分けられます。

市の福祉で解決できる場合は、主に助言、指導、ケアプランの見直し、経過観察をし、次に集まるタイミングを決めるなどを行います。

市だけでは解決できない場合は、家庭裁判所や専門職団体に報告します。案件によって

は、対応協議の段階で専門職団体に入っただけの場合もあります。市だけでは解決できない場合には、家庭裁判所による判断が間に入るケースもありますので、その判断を待って、次の支援体制を協議する場合もあります。

実際は、②の事実確認と、③の対応協議・情報共有、④の支援実施を行ったり来たりしながら、相談対応が終結するよう支援します。

終結判断後は、チームでの通常支援に戻りますが、また相談が入れば、事実確認から入っていくという流れになります。

P4からは、具体的に市町村・中核機関だけで対応できているもの、市町村・中核機関だけで対応困難であったが、連携して解決できたもの、対応困難が解決できず、継続しているものの、3つの事例について事例を共有します。

まず、市町村・中核機関だけで対応できている事例です。

相談対象者は40代女性で、療育手帳のBを持っています。筋ジストロフィーで障害基礎年金の2級を所持していて、補助人は司法書士の方がついています。補助人から支援者に相談がありました。

事実確認の内容です。本人の金銭管理が不十分で、補助人が金銭管理を行っており、本人の生活費についても、補助人が2週間に1回程度、本人宅に持って行っていきます。平成30年7月豪雨で自宅が全壊し、倉敷市内のアパートに移住して生活をしています。義援金の配分や支援金で270万円余りを受け取っています。友人Aと旅行に行くのに20万ほしいからお金をくださいなど、金銭要求の額が大きいけれども、旅行には行っていないという可能性もあり、友人Aが搾取している可能性があります。ここ最近では、何度か「お金が取られたので、お金がほしい。」と訴えもあり、「知り合いが勝手に自分の部屋を開けて入ってきて取っていった。自分が寝ている間に取っていった。」などと言われるのですが、脈絡がなく、補助人がお金を持って行く日には、その友人Aがいることが多い。友人Aについては、信頼している様子ですが、逆らうと怖いとの訴えを支援者に話をしたこともあります。こうしたことが重なり、本人の預貯金が少なくなってきました。

対応協議と情報共有につきましては、支援者のケース会議、そして、弁護士、司法書士、社会福祉士のアドバイザーが入るネットワーク会議の二段階で検討しました。

支援実施の内容は、介護福祉関係者などと連携して対応しました。本人と友人Aさん、支援者、補助人が全員集まって、本人の現在のお金と自由に使えるお金について話をしました。話をした際は、本人も友人Aも納得したのですが、時間が経つと忘れてしまい、再々お金の要求がありますが、ここまでしか使えないという話をしましたねということも、何度も補助人と支援者と話をして説得しながら対応しています。こちらのケースは、2年前からの対応ケースなのですが、最近でも状況としては変わらないということで聞いております。

次に、P5で、市町村・中核機関だけで対応困難であったが、連携して解決できた事例について共有します。相談対象者は60代の女性、知的障害のA重とB型作業所に通所中、生

活保護で障害年金の2級を受給しています。後見人として、一緒に住んでいるお兄さんが身上保護、金銭管理を司法書士の専門職がつく複数後見で行っていました。本人の支援者から相談がありました。

事実確認の内容です。本人がエアコンのない部屋で水分も取れず、熱中症になりかけている。家でお風呂も入っておらず、ボロボロの服を着て過ごしており、作業所で保清を特別にしている状態でした。お兄さんからお弁当代も出し渋られ、必要な受診もできていませんでした。金銭管理を行う専門職は、本人のために使われていないことを知りながら、お兄さんにお金を定期的に渡しているという状態でした。

対応協議と情報共有は支援者間のケース会議で検討しました。

支援実施の内容のうち、介護、福祉関係者と連携して対応した内容です。

まず、本人を一時ショートステイで分離をしました。そして、生活保護の担当課と一緒に身上保護を担うお兄さんと金銭管理を担う専門職と面会し、お兄さんが本人のお金をギャンブルなど、自分の遊びに使っていることを確認しました。また、専門職もそれを知った上で、お兄さんにお金を渡していることを確認しました。そして、一時ショートステイ先で御本人に面会しました。御本人さんの「家にいるより、ここがいい。お兄さんと一緒にいなくても、誰か一緒にいてくれる人がいればいい。」、そういった内容の意思を確認して、グループホームへの分離を行いました。

次に、専門職団体や家裁などと連携して対応した内容です。市は、身上保護する兄からの経済的虐待、ネグレクトがあり、分離を行ったことを家庭裁判所に報告しました。そして、家庭裁判所が、お兄さんと専門職後見人を調査し、市が次の候補者を推薦し、後見人を交代しました。

現在の対応ですが、グループホーム分離後には、お兄さんのほうが、本人に、居場所が分かると、会いたいと何度も来られる可能性もありますので、兄に本人の居場所は知らせないのですが、定期的に面会の場を設けています。我々と後見人、本人も、生活保護のケースワーカーと一緒に食事をするというような形で、共有を図るような支援をしています。

次に、P6で、対応困難が解決できず、継続している事例について御報告します。

相談対象者は、高齢の夫婦、夫が70代で要介護5、保佐人がついています。妻が70代で要介護2、補助人がついています。そのご夫婦と別居の長男の案件です。夫婦の保佐人、補助人は同じ弁護士法人がついています。その弁護士法人から相談がありました。

事実確認をした内容です。もともと長男が金銭管理をしていましたが、夫婦の生活が回らず、経済的虐待が疑われ、市のほうでもケース会議を行ったこともあるケースです。長男が暴力事件で服役中に、長男の弁護士から相談があり、夫に保佐人、妻に補助人として、法人が後見人として就任しました。長男が出所し、生活保護を受けながら、夫婦の近くに住むようになると、夫婦への暴言、暴力が出て、無断で夫婦名義の携帯電話の契約を行おうとするなど、経済的虐待や夫婦の介護サービス事業者に威圧的な態度をとり、サービスが阻害される状況が出てきました。長男は、現在、夫婦の後見人の弁護士事務所に行って、

建造物破壊を行うなどで警察に拘留・起訴されているという状態です。法人は、今後、後見人を辞任したいと考えていますが、今後の夫婦の生活及び長男に対する支援をどうしていくべきか検討する必要があるということが分かりました。

対応協議・情報共有については、支援者間のケース会議と、弁護士、司法書士、社会福祉士のアドバイザーが参加する会議で検討しました。

支援実施の内容です。弁護士、福祉関係者と連携して対応した内容は、夫婦の施設入所に向けて、本年たちとも話をしていき、長男さんが出所後に夫婦の居場所を探す際の窓口対応は、弁護士事務所ではなく、福祉課がするという方針を出しました。

専門職団体と連携して対応した内容としては、後見人の交代については、弁護士法人が家庭裁判所に相談し、辞任の申立てをしました。

現在の対応ですが、夫婦の施設入所については、妻の意向もあり、現在も説得しながら調整中です。後見人の交代については、法人が家庭裁判所に提出済みで、交代を調整しているという段階です。

これまでお話ししてきた対応の現状をまとめたものが、P7の一番上になります。

市町村・中核機関は、福祉の支援者から被後見人の生活の維持に関する課題がある場合には、福祉・行政の関係者で会議の場を設け、弁護士と専門職の先生方のアドバイスもいただきながら課題を整理し、支援方針や役割分担を決めています。市町村・中核機関が行っているのは、後見事務の支援ではなく、例えば、受任当初と本人の状態が変化してきた際に新たな課題が生じたり、これまでの支援が適当でなくなったりした際の再調整を行うものであり、いわば、本人支援やチームの再調整機能という捉えです。

次に、家庭裁判所への希望についてお話しします。

市町村・中核機関には、後見人等を指導・監督する権限はなく、後見人等に関する苦情については、福祉側の課題をまとめ、家庭裁判所に相談するという流れになります。専門職団体からは、専門職団体に所属していない人の指導はできないであったり、専門職によっては、個人への指導はできないと言われることもあり、辞任・解任にまでならないであろう課題、例えば、後見人等がケース会議に来ない、訪問しないなどは、相談する窓口がないのが現状です。こうした辞任・解任にまでならない課題について、市町村・中核機関からの相談を受ける窓口が必要だと感じています。

最後に、都道府県への希望についてお話しします。

都道府県単位で各市町村が行う苦情解決のプロセスを整理し、市町村・中核機関だけでは受け止めができない苦情について、都道府県単位の苦情処理の体制についても検討をお願いしたいということです。

第二期計画の中でも記載がありますが、相談対応におきましても、包括的、重層的、多層的な支援体制で、よりよい支援ネットワークづくりをしていけたらと思っております。

これで倉敷市の発表を終わります。ありがとうございました。

○上山主査 渡邊さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、先ほどと同様に、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。それでは、最高裁、お願いいたします。

○向井第二課長 最高裁家庭局長代理の向井です。

本日は、具体的なケースの御紹介、ありがとうございました。淡々と説明していただきましたけれども、多分、言葉では言い尽くせないような日々の御苦労があるのだらうと思っております、非常に参考になる報告で、ありがたく思いました。

御質問ですけれども、7ページのスライドの家庭裁判所への希望というところについて、幾つか質問させていただきたいのですけれども、まず、1点、前提の確認なのですが、この2行目に、「福祉側の課題をまとめ、家庭裁判所に相談」となっているのですけれども、ここで、福祉側の課題というのは具体的に言うと、どのようなものなのでしょうか。

○渡邊氏 今までしている事例としましては、スライドの2番目にあったような虐待の事例があり、ケース会議を行って、福祉側では、こういった対応を行いますというような内容が多くなります。

○向井第二課長 それで、「市町村・中核機関からの相談を受ける窓口が必要だと感じている」というところで、家庭裁判所への希望の中で出てくるのですけれども、ここは、「辞任・解任にまでならない課題について」は、家庭裁判所にのみ窓口が必要だということなのか、こういったものを家庭裁判所にも対応してほしいということなのか、その辺りをもう少し具体的にお聞かせいただければ、ありがたく思います。

○渡邊氏 分かりました。まず、倉敷市では、家庭裁判所の方にオブザーバー参加をさせていただき運営委員会での協議であったり、家庭裁判所の方に包括の職員や障害者の支援センターの職員に研修をしていただいているところです。

その中で、包括職員や障害者のセンター職員の視点では、後見人等の後見活動については、御本人の意向を尊重した対応をしているかであったり、チーム支援の構築ができていかなど、御本人の生活を守るための身上保護の観点からを見ている点が多いのですけれども、家庭裁判所の方の後見監督の説明をお聞きしていると、本人の財産の保護や、本人の意思を尊重した財産の活用、いわゆる財産管理についての内容が多いとの印象を受けています。

家庭裁判所への定期報告の内容については、我々も利用支援事業の報告で一部見ることがありますけれども、身上保護の観点からの視点では、指摘がしにくい内容になっているのかなということは予想しています。

第二期計画の33ページに、適切な後見事務の確保という項目がありますが、司法機関である家庭裁判所では、身上保護とか意思決定支援に関する相談に対して、福祉的観点からの助言等を行うことは難しいことを考慮し、権利擁護支援チームの支援機能と連携して、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行うという記載があります。この権利擁護支援チームとの連携の仕方について、今後、協議の場があれば、市町村としては

ありがたいと感じているところです。

その上で、この具体的な窓口の在り方につきましては、まず、今回、市町村・中核機関から発表しましたが、専門職団体、家庭裁判所、それぞれの機関がどのように相談対応を受けているのかを共有して、今できていること、できていないことを明らかにした上で、どのような機能が必要なのかを話し合っていくべきだと思っています。

○向井第二課長 ありがとうございます。今、お聞きしていると、何か個別具体的な事案で、こういうことの相談に応じてほしいというようなお話というよりは、もっと広くケースから離れて、どういった形で連携が可能かということについての協議をしたいというような趣旨で受け止めたのですけれども、そういうことでよろしいですか。

○渡邊氏 できれば、個別の検討会議が、積み重なった上で全体が出ていく部分もありますので、例えば、今回の事例のように、こういった事例の場合はどうするかというような、ケース検討会議のようなものをしながら、仕組みを整えていくというイメージです。個別と体制づくりと、両方していかないと、なかなか仕組みができないのではないかと考えています。

○向井第二課長 ありがとうございます。すみません、私の質問の仕方が少し悪かったのかもしれませんが、当該事件で何かこういうことをしてほしいみたいな相談ということではなくて、こういったケースが来た場合にはどうしたらいいかみたいな、個別のケースを踏まえた今後の連携の在り方を検討するという、そういう趣旨なのか、当該事件の話なのか、具体的な事件を念頭に置いた連携の在り方の協議なのか、どちらなのかなというところだったのですが。

○渡邊氏 協議としては、その連携の在り方です。ただ、その先を目指すときには、個別具体的なものが解決しなければ、その体制はできていないことになりますので、今、後見人の方が家庭裁判所に質問カードを出して答えるというような制度が、倉敷支部などもあると聞いているのですが、中核機関、市町村から、報告書よりは、もう少しカジュアルな形で御質問等をしていく、もしくは、緊急的に検討をしないといけない場合には、オブザーバーとしてでもいいですけれども、ケース会議に出席いただくような、何か個別対応ができるような体制づくりも、今後できるとありがたいなと思っています。

○向井第二課長 承知しました。ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。裁判所サイドからは、次回のワーキング・グループでも、また、関連する御報告をいただくとお思いますので、その折に、さらに議論を深めていただければと思います。

それでは、まだ、もう少し時間がありますので、ほかの御質問はありますでしょうか。中村委員、お願いいたします。

○中村委員 報告、どうもありがとうございました。

これから各都道府県、自治体において中核機関の整備を進めていく中で、中核機関は、行政直営なのか、委託なのか、また、機能を分けるのかという、いろいろなやり方はい

ますが、やはり、その人的なことを含めて業務の負担感というのがあって、なかなか整備に着手できないというところもあります。特に後見人支援の部分で、仕組みだとか、関係機関との連携等々を含めて、体制整備というのが、大きな問題になってくるのではないかと御報告もありましたので、参考までに、倉敷市における中核機関の体制、後見人支援に携わる方々の兼務も含めた体制についてお教えいただければと思います。

○渡邊氏 倉敷市では、今、直営と一部委託で中核機関を運営しています。市民後見人の養成については、社会福祉協議会に委託をしております。

今年度、中核機関を立ち上げたことで、障がい者の支援に強い法人に職員1名分の委託ができましたので、面談や訪問調整については、その1名と、職員一人が動いているという状態です。権利擁護に関わる職員は、本庁は3人なのですが、それぞれ皆兼務を抱えております。権利擁護だけではなく、兼務で、子どもの貧困や災害支援等業務等全く違う業務を持ちながらやっているところです。正直、本当に人が足りていません。だからこそ、既存の業務の中で今行っている生活支援、虐待対応で動いている高齢者支援センターであったり、障害者のセンター、そこを管轄する行政の担当課との連携が必須だと思います。

今、重層的支援体制整備に取り組み始めましたけれども、こちらも、多くの市町村は、社会福祉協議会さんに委託をされています。けれども倉敷市では、30年豪雨がありましたので、そちらに社会福祉協議会の正規職員が多く入り、権利擁護支援に人が割けなくなっている状況です。ここから、少し被災業務を縮小することで、権利擁護であったり、重層的支援の体制に人が割けるようになっています。

ですので、人の確保は、非常に難しいです。ただ、倉敷市の規模では、市町村が、行政の担当部署との連携を強化しながら行わなければいけない部分が非常に強いと思っていますので、中核機関を全部委託するのは難しいと感じています。

○中村委員 どうもありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間が来ましたので、時間が来ましたので、これで渡邊さんからの御報告は、一旦終了したいと思います。どうもありがとうございました。

後ほど少し余裕を持って時間が取れると思いますので、倉敷市の御報告についても、また、後の意見交換の中で、関連する御発言等あれば、そこで御発言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日、最後の御報告になります。特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターの住田さんから、お願いいたします。

○住田委員 それでは、私からは、尾張東部権利擁護支援センターの紹介を省略していただきますけれども、当センターは、愛知県の東部にあります6市町が共同で設置した法人で、47万人を対象としています。平成23年に行政が設置し、今年12年目を迎えます。

ここからは、当センターに持ち込まれる相談や苦情の対応を、意思決定支援の観点から、3つに整理してみました。

初めに、相談・苦情対応における3つの支援の観点ということですが、1つ目には、本人が相談・苦情を表明するということが意思決定支援の重要な行為であり、候補者との事前マッチングまでのプロセスが重要な意味と考えています。

2点目に、中核機関による広報から後見人支援までの流れの中で、チーム形成や強化により、相談や苦情を伝える機会の確保とともに、相談窓口が明確化されます。

3点目は、後見人支援を通して、潜在的に苦情につながる問題点を把握することができ、予防的アプローチのためのチェック機能につながると考えています。

ここからは、広報から後見人支援の流れの中で、尾張東部での中核機関による支援について、特に候補者調整や事前マッチングを中心に説明いたします。

初めに、相談につながる場面では、相談機関からの連絡により、中核機関としてのアセスメントを改めて本人面談を通して行い、本人の意思や状況を確認します。必要に応じて、この専門相談を受けながら適切な支援内容の検討、判断を行っていきます。その後、成年後見制度が必要な場合には、支援者への本人情報シートの作成支援や、保佐、補助の場合の代理権や同意権の説明、確認のため、本人や支援者との面談を何度か重ねていきます。

そして、本人にとって適切な候補者イメージをチームで共有して検討します。法人後見及び市民後見の要否については、行政や専門職で構成される協議会で検討して候補者を調整しています。そして、専門職の場合には、課題に応じて候補者の調整を行い、その後は申立て前の事前面談によるマッチングを行います。面談には、私どもセンターも同席をして、本人に説明をします。お互い了解のもと、家庭裁判所での受理面接の日程を行い、必要に応じて受理面接にも同行しています。

ここで候補者調整の課題として、本人の課題に応じて候補者を調整してもほとんどの場合、本人も家族も会ったことがない人が後見人となり、たとえ中核機関が候補者調整しても、実際には誰が選任されるか、審判が下りてからしか分かりません。そのため、尾張東部では、平成26年から独自の法律職名簿登録システムというものを作り、平成30年からは申立て前の事前面談を行っています。この面談をするきっかけとなった2つの出来事があります。

1つ目は、障害のある人に後見人等候補者の説明をしているときに、御本人が、「一番大切なことは、誰が僕の後見人になるかということだよ」と言われ、核心を突かれたと思いました。その方の候補者には、法人後見で調整していたため、「法人後見でいいですか」と尋ねると、さらに、「誰が僕の担当者になるかだよ」と、どこまでも人を限定することが、本人にとっての最大の関心事であることを痛感しました。

2つ目は、本人、親族が審判後に初めて保佐人に会ったときに、保佐人からの説明の仕方や対応について「この人とは絶対に合わないから変えてほしい」と言われたことです。当該保佐人や支援者とも話し合っ、この先も関係性を構築するのは困難であると考え、家庭裁判所に事情を説明し、審判直後に保佐人に辞任をしていただいたことがありました。

現在では、候補者の方に御協力をいただき、候補者調整と事前面談は100%の実施率とな

っています。

このような取組から、スタート時点はよくても、後見人支援の経過の中では、後見人に対する苦情や相談が中核機関には入ります。多くの場合は、ケース検討会議で話し合うことで、誤解や齟齬が解消し、今後の方針を共有することで解決していきませんが、本人がどうしても納得できず、交代してほしいと主張される場合があります。そのときは、家庭裁判所に相談しますが、以降、具体的な事例で説明させていただきます。

まず、分析方法ですが、令和3年度中に、後見人支援として扱ったケースの中から、特に苦情に関する連絡者別課題の分析と、その課題を2つに分けて、解決類型とのクロス分析を行いました。事例は、意思決定支援の課題と、連携課題に関しての要点を説明させていただきます。

初めに、この表にはありませんが後見人支援全体では実人数94人、支援回数は1107回のうち苦情に関する相談は全体の約15%あります。

どこから相談や苦情が持ち込まれるかは、御覧のとおり、本人以外の親族支援者、親族や支援者などが約7割です。

法人というのは、当法人が法人後見も行っていきますので、センターの法人後見のことです。法人後見は、いわゆる困難事案で、専門職が個人で受任することが難しいケースを受任しており、後見人が通帳を盗んだ、後見人にビジネスパートナーをしてほしいのに、してくれないなど、御本人からの苦情をカウントしています。

これらの対応については、チームメンバーで繰り返し説明を行いますが、御本人が直接裁判所に連絡されることもあるため、家庭裁判所とも連絡を取り合って対応していただいています。また、法人後見では、本人以外にも親族から財産管理や資産分割などの苦情が持ち込まれることもあるため、苦情相談機関として第三者委員会を設置しています。

次に、相談や苦情の内容から意思決定支援と、親族との連携の2つの課題に整理し後見人別のクロス集計をしています。

意思決定支援の課題では、本人が明確に制度利用をやめたい、後見人を交代してほしいというものが2件あり、実際に交代していただきました。法人後見は、本人からの通帳を返して等の内容のため支援の方法を見直してほしいという分類に該当します。

それから、黄色の箇所は、本人が意思表示できないけれど、意思決定支援の課題にあるものについて、後ほど説明いたします。

2つ目の課題は、連携に関するもののうち、後見人が本人、支援者との連携不足によるものと、支援者側が後見人の役割を理解していないことに起因するものが含まれます。

これらの課題と解決分類をクロス集計した表です。最も多いのが、家庭裁判所を含む地域連携ネットワークで解決したのですが、解決できなかったものもあります。

次は、このA-1のタイプから順に具体的な事例で説明させていただきます。

まず初めに、意思決定支援の課題があり、地域連携ネットワークで解決できた事例です。

被補助人である御本人と、補助人との関係は、数年間は問題がなく、補助人としての事

務もきちんと遂行されていました。しかし、お金に関する説明の際に、その説明の仕方を含め、本人の納得が得られず、修復不可能なほど関係性が悪化し、本人から補助人交代の希望の連絡があったため、本人、補助人、支援者と会議を行いました。原因についての説明をしても、こじれた感情は修復することができず、補助人交代の希望に対して、補助人も辞任について裁判所に相談する旨を御本人に伝えました。その後、専門職団体へ、中核機関から事実関係を整理して報告し、家庭裁判所にも同様の連絡をしました。補助人が辞任の手続を進めると同時に、中核機関では、あらたな候補者調整と事前面談を行い、交代により本人は納得されました。

この事例と、マッチングとの関連では、制度利用検討から事前マッチングまでのプロセスにおいて、常に本人の意向を確認する機会を重ねることで、御本人がノーと言える環境を整えてきたのではないかと考えています。

続いて、意思決定支援に関する課題があり、地域連携ネットワークで解決できたけれども困難だった事例です。

本人は市役所に相談に行ったところ、中核機関を紹介されて来所し、制度の利用をやめたい、それが無理なら保佐人を変えてほしいとの相談でした。その理由は、保佐人とはほとんどが会ったことがなく、自分の通帳に幾らあるか、保佐人の報酬を自分が幾ら払っているかも分からない。仕事や余暇のことなど、支援者を通じて相談しても納得できる回答がなく、これからの人生を保佐人がいることで諦めたくないから、もっと相談できて、自分のことを理解してくれる人に交代してほしいと言われました。

この事例の課題を真ん中に書いてありますが、中核機関で候補者調整をしていないため、相談があっても介入しにくい、または専門職団体の名簿に登録していないため、専門職団体が指導などの介入がしにくいということで、対応が非常に困難でした。

実は、このケースは2回日の相談で、1回は異なる内容の相談でしたが、そのときに中核機関から保佐人に直接連絡をしたところ、話し合いが困難だったため、2回目は、行政、中核機関、専門職団体、家庭裁判所との連携の中で、家庭裁判所が、本人の意向を確認し、保佐人に連絡を取っていただき、半年後に交代することができました。

このような経過から、協議会では、中核機関は苦情解決機関ではないため、この課題1、2に該当するような場合には、中核機関で対応することはせず、家庭裁判所に一任してはどうかという見解となっています。

続いて、地域連携ネットワークで対応したけれども解決に至らなかったケースです。

本人は、身寄りがなくグループホームで暮らしていました。そのホームは、本人にとって大変心地がよく、ここで暮らせて本当に幸せ、感謝しかありませんと、いつもおっしゃっていました。しかし、後見人は、施設から連絡があっても対応していない状況が継続していました。本人が緊急入院した際にも連絡が取れず、退院時も調整ができないため、市役所で包括や行政を交えてケース会議をしましたが、最終的には、施設は、本人には、とても申し訳ないが、後見人とは、これ以上、一緒に支援することができないと、戻ること

を断られたため、本人は気に入っていたグループホームに戻ることができず、療養型の病院に入院するという残念な結果になりました。

この事例を意思決定支援の課題としているのは、本人の意思を尊重する支援がなされず、本人は戻りたかったであろうグループホームに戻れなかった。そのような後見人への苦情を自ら訴えることができない状況のため、交代を要求することもできません。

この経過の中で、専門職団体にも協力要請をして、当該後見人に連絡をしてもらっていますが、注意、指導しかできない専門職団体には限界があり、家庭裁判所から身上配慮義務により、支援者としてしっかり連携することを、指示書のような形で出していただけると、改善につながるのではないかと思います。

次に、支援者、親族との連携課題に、中核機関だけで対応できた事例です。

被補助人の親族からの連絡は、「制度利用をやめて親である被補助人と、相談者である親族がともに暮らすことを本人も望んでいるのに、補助人が邪魔をするので何とかしてほしい」という内容でした。対応として、まず、補助人に事情をお聞きした後、施設に行つて本人との面談により、本人の意思を確認するとともに、施設職員にも普段の様子などを聞き取りしたところ、本人は親族との暮らしを望んでおらず、施設の暮らしを希望していることが分かりました。その内容を親族に連絡する際に、補助人は、本人の意思尊重義務があるため、本人の意思に基づいて支援していること。本人、施設職員から聞き取った情報を、親族にお伝えして納得していただきました。

それから、C-2も、内容は異なりますが、同様に親族から後見人に対する苦情の対応では、後見人が、本人の意思を確認しながら必要な事務を遂行していることを、中核機関としても確認した上で、親族に対して、後見人の役割の理解が不十分な点については、中核機関からしっかり説明することも重要であると考えています。

続いて、地域連携ネットワークで解決した事例です。

相談機関からの苦情の連絡で、相談者は、保佐人が提案してくれればプランを作るのに、保佐人は、会議で決まったら契約するから教えてと行って会議に参加をしないという内容です。これは、どちらも役割の理解が不足しているため、中核機関から保佐人に連絡して会議に参加してもらい、それぞれの役割とチーム支援の考え方、保佐人は、費用負担も含めてチームの一員としてともに検討するというような考え方を、一緒に確認しました。

それから、C-2と3は、同じ後見人ですが、支援者から何度連絡をしても返事がない、対応しない、面会に来ると言ったのに一度も来ない。利用料の支払いが、未納や遅れがちになるなどの苦情が、何度も中核機関に入ります。専門職団体には、団体が管理する会員の定期報告書をチェックするなど、繰り返し苦情がある後見人に対する方針検討を依頼しています。このような後見人も、先ほどと同様に、家裁からの何らかの指導や指示があれば、有効なのかもしれません。

最後、2枚のスライドは、他機関や裁判所への要望です。

1つ目には、各専門職団体の会員の質と確保です。

それから、2つ目には、会員に対する管理的な側面と同時に、孤軍奮闘になりがちな後見人のバックアップと中核機関との連携強化をお願いしたいと思います。

3つ目は、各専門職団体が要請した名簿登録者以外の者を選任した場合は、家庭裁判所による相談・苦情の対応をお願いしたいと思います。

4つ目は、都道府県などによる第三者機関の設置です。

最後に、相談・苦情の対応におけるメリットというものを挙げました。

本人にとって、よりよい支援のために中核機関が、支援者からの相談や苦情に対応することで、後見人に対する過度な期待や誤解を解消したり、チームがそれぞれの役割を理解して連携が強化されることにつながります。同時に、本人が意思を表明することによって、単に苦情による交代だけでなく、誤解や連携不足が解消され、信頼関係が強化されることもあります。

そのような本人の意思をチームで受け止めることで、意思決定支援の共通理解と実践につながっていくと考えています。

そして、地域連携ネットワークにおける後見人の活動が、支援者によるチェック機能が働くことにより不正防止効果となり、成年後見制度自体の信頼につながっていくのではないかと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○上山主査 住田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問のある方は、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

今日は珍しく時間に余裕がありますので、お気軽に御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。新井委員、お願いいたします。

○新井委員 新井です。時間もあるそうですので、あまり適切な質問ではないかもしれませんが、質問をさせてください。

まず、2番目の報告にあった倉敷の渡邊さんのほうからですが、この事例について、本人の兄は身上監護を担当していて、法人も後見人になっていたという事例について、どうもこれは、そもそも事前の調整がなかったように思いますし、マッチングの点でも非常に問題があった。例えば、事前面談などをきちんとしていればよかったのではないかなと思うのですが、そういう問題というのは、中核機関のほうでは全く取り上げられなかったのは、家裁が全部決めたので、こういうことになったのでしょうかということをお聞きした上で、それで、今度は3番目の住田さんのほうから、意思決定支援を推進することが、結局、不正防止になるのだと、そういうお話があって、私も、それには大変共感するわけですが、そうすると、住田さんの考え方を倉敷のケースに当てはめた場合に、どういうところで、この意思決定支援をすれば、きちんとしたマッチングができたのかという辺りが、1つ課題になると思うのです。

ですから、渡邊さんと、住田さんに、それぞれ私の今の質問の趣旨を御理解いただいた

ら、お答え願えればありがたいのですが、いかがでしょうか。

○上山主査 それでは、渡邊さんのほうで、もし、御回答できれば、お願いいたします。

○渡邊氏 分かりました。このケースにつきましては、中核機関とかそういうことではなく、もう10年以上前に、この方について、もともと家庭裁判所の判断でつけていたということだったようです。高知県におられたときに、お父さんかお母さんが亡くなり、その財産を兄弟に分けたところで、金銭の搾取が見られ司法書士の方を金銭管理ということで、高知のほうの家庭裁判所がつけていました。

それで、我々が、今、対応しているケースで多いのは、中核といえますか、市のほうが絡んで市長申し立てでつけた案件ではなく、市が絡まないまま、御本人や親族申立などで、権利擁護支援のネットワークに入っていない先生がついた場合に、問題が起きていて、それに対応するというケースが多い印象があります。

○上山主査 ありがとうございます。今の渡邊さんのコメントを踏まえて、住田さんのほうで、もしコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○住田委員 今、お話しされたように、そもそも調整していないケースで介入していくというのは大変困難だなと思います。私が今日紹介させていただいた事例は、1つは、こちらで調整していない事例でしたが、それ以外は、全て中核機関のほうで調整をして、それからマッチングというような経過を経て、支援が開始していますので、そうでないケースというものの介入というのは大変難しいと感じています。

また、調整する段階で、特に法律職の先生には、名簿登録の要件として意思決定支援に努めることや、行政、中核機関、医療、福祉関係者の支援者と連携して後見業務が行える者という、この前提の趣旨を理解していただいた上で御登録していただいていますので、その全体の仕組みづくりの中で、そういう考えをしっかりと専門職側も理解して、踏まえた上で、地域の連携ネットワークの中に参加していただき、後見業務が開始されるということが、意思決定支援の観点からも、そして御本人のよりよい後見業務を行っていただくという上でも、重要な全体の仕組みづくりとして大切なことと思います。

○新井委員 ありがとうございます。意思決定支援ということが重要だと言われますけれども、意思決定支援というと、その後見制度がスタートした後に、本人の意思なり選考をどうくみ上げるかと捉えがちなのですけれども、今日のお話を聞いて思ったのは、後見人を選任する、その時点あるいは後見人選任前の時点で、その本人の意思決定支援、意思決定をどういうふうにつかみ取るかということが非常に重要だということを改めて感じました。どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、3件全てについて、次の意見交換のところでも関連する御発言をいただいて結構ですので、住田さんの御報告は、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 それでは、議題の2、意見交換に入ります。

本日の有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、後見人等に関する相談に関し、中核機関や市町村が担うべき役割等について意見交換をまず行った上で、今後のスケジュール等についても、意見交換できればと考えております。

では、まず、中核機関や市町村が担うべき役割等について御意見があれば、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いします。

この前半のテーマでの意見交換は、25分程度を想定していますので、御発言は簡潔にお願いできればと思います。どなたからでも結構です。では、花俣委員、よろしくお願いいたします。

○花俣委員 ありがとうございます。3件の御報告おのおのに、大変私にとっては学びの多いものでした。

それで、そもそものところで確認なのですが、後見人への苦情というのは、後見人さんが正しいことをやっても苦情になるし、これはどうなのという業務をやっても苦情になることがあると。だから何でもかんでも後見人さんが悪いとは限らないというのを、昨年度のワーキング・グループで十分に確認してきたと思っています。

我々当事者団体としても制度を利用された方々それぞれの御意見から、十分に制度の理解がないまま、それこそ先ほどおっしゃったように、相談体制も十分整っていない時期に、いきなり預貯金が下ろせないから、すぐに後見を使ってくださいみたいな形で、すぐに申立てをしてしまわれた、まさにその中核機関の役割とかあるいは地域連携ネットワークが不十分だったがために、こういった制度の利用の判断であるとか、必要かどうかということであるとか、あるいは候補者の調整とか、それから申立て前の事例のマッチングみたいなもの、何もないままで、いきなり制度の利用につながってしまった結果、それこそ、先ほどの住田さんの説明の4のところにあったようなことが起きてきたと認識しています。

その都度、それぞれの御意見から様々な課題を提起してきたつもりです。その上で、利用促進法の制定から第一期、第二期の基本計画が策定されて、そういった意見を反映していただいて、課題解決に向けた円滑な連携を行っていくための、本日のような前向きな取組案件を通じて、私たちは、基本計画の進捗状況などが見えてくるものと理解したところ です。

それでも、なおかつ残された課題があるわけで、計画の目的でもある地域共生社会の実現あるいは全国どこにおいても必要な人が必要なときに制度が利用できるように、また、制度がより利用する人の実情に合ったものとして、見えてきた課題とか残された課題の改善が進められることに、もっと期待していきたいなと感じた次第です。

とりあえず、以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。今の花俣委員の御発言にも関わるかもしれませんが、我々も専門職として、苦情対応とか相談対応をしていますけれども、やはり、特に弁護士の場合

合には、虐待対応で後見になるとか、あるいは親族間の紛争を通じてなるということなどが多いものですから、どうしても御本人さんの立場から見れば、しっかりやっているところが、虐待と言われてしまった家族さんや、親族間で自分の期待に沿わないような業務になると、それが苦情として表れるというのも多数あるところであります。

それから、先ほどもありましたように、役割を誤解して申立てをしたために、本当は、こんなはずではなかったということが、苦情のような形で表れることもありますし、一方では、やはり十分にそういう制度のことを御存じない人に、後見人側からしっかりとしたコミュニケーションを取っていく、説明をしていくということも必要なわけですが、それが不十分であったりすることもありますし、本人さんとの関係で十分な関係を作れないなど、いろいろな形でのことがあると思います。

その中には、もちろん、後見人自身の職務が十分でない、あるいは問題があるとしての苦情もあって、いろいろなものが含まれていると思いますが、今日、住田さんの発言にもありましたように、そういった相談や苦情というものが、いろいろな局面で後見人の制度を地域に定着させていったり、それぞれ関係者の皆さんが後見制度を理解するという意味では、非常に重要なきっかけづくりにもなっていると思いますので、全体を捉えて、地域の中でどのようにそういったものを情報提供や、周知も図りつつ、一方で、本当に必要なものについては、的確な対応で御本人のために後見人を、しっかりとした職務をしてもらうかと、そういう幅広い様々なチャンネルで捉えていくという観点が重要だと思いましたが、今日の御報告を聞いていまして、そういうことを考えました。

それぞれ必要な役割というのが、中核機関や市町村、そして専門職団体、裁判所、それぞれの役割があるようにも見えてきましたので、その辺りをさらに深めていきたいなと感じたところです。以上でございます。

○上山主査 ありがとうございます。では、渡邊さん、お願いいたします。

○渡邊氏 花俣委員もお話しいただきましたが、対応困難事案の中で、苦情として入るものには、様々な性質があるということは、昨年度のワーキング・グループでも確認してきたということを思っています。

そして、青木委員さんのほうがお話しされましたが、虐待案件というところが、市町村に関するものとして挙げられると思います。虐待対応からの市長申立てということが、苦情という中にも入ってくるのではないかと考えています。

これらの事案についてなのですが、私たち市町村としましては、老人福祉法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づいて行政の責務を果たしているところです。市町村は虐待通報を受けますと、各関係者から情報を集め、事実確認を行って、ケース検討会議を実施して協議をしています。本人の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとうる重大な結果を招くおそれが予測される場合、そして、ほかの方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、本人を保護するために、養護者等から分離する手段を検討しますが、本人保護の必要性などの判断、分離後の本人、養護者等の支援については、専門職などと

も連携して行っているところです。

本人の安全確保や、虐待通報を行った方を守る観点から、御家族であっても伝えることができないこともあり、そうした事情は、御家族には事前に説明していますし、説明も続けているのですけれども、御理解いただけないということもあり、苦情につながっているということがあります。本人の安全確保のためには必要なことですが、市町村としては非常に苦しい立場や状況の中で、最大限真摯に対応しているということも御理解いただいて、今後の連携方策を検討していただければ幸いです。以上です。

○上山主査 どうもありがとうございました。住田委員、お願いいたします。

○住田委員 私、先ほどの報告の中で、私どもセンターでは、相談が上がってくる全てのケースの候補者調整や事前マッチングをして、意思決定支援の要素も含みながら取組を進めておりますが、当センターでは今年12年目を迎えて、センター職員も現在13名います。専門相談員は8名おり、そのような体制を、少しずつ人員を増やしながら取り組めてきたということがあります。

センター設置直後は、相談員2名でしたので、到底、候補者調整ということはできずに、裁判所をお願いをしてきました。その中で、少しずつ御本人の声を聞きながら、候補者調整の必要性や、事前マッチングの必要性ということ、現場の中で感じ取って、独自に行ってきた取組と捉えていただきたい。

これから、中核機関を設置する広報啓発から、少しずつ大きく育てようと思っておられるところに、全て当てはめるような考え方や、そのような印象を与えてしまうと良くないなと思いますし、特に家庭裁判所も中核機関への候補者調整を求める際に、少しずつ連携しながら、それぞれの自治体に応じたやり方で進めていただくことが肝要かと思います。

○上山主査 どうもありがとうございました。永田委員、お願いいたします。

○永田委員 ありがとうございます。私からも2点、意見を申し上げたいと思います。

1点目なのですが、これは、委員の皆様が繰り返しおっしゃっていたとおりなのですが、やはり後見人に対する苦情の質に留意した対応のフローというのを、これから考えていただきたいなという感想を持ちました。

花俣委員もおっしゃっていましたが、後見人への苦情の質というのは様々であるということは、これまでも確認してきたところですし、青木先生もおっしゃっていたように、特に深刻な経済的な搾取とか、命に関わるようなネグレクトとか暴力、こういったような対応の場合にも、やはり後見人を立てて、御本人を守るということをしてきたわけで、虐待をしてきた方々からの後見人への苦情が発生する場合があります。こういったことに十分留意して対応のフローというのを、ぜひ考えていただきたいということが1つ目です。

また、これも倉敷市さんのほうから御指摘があったところなのですが、後見人等と連絡が取れないというような事案にも、今回のように、やはり専門職が襟を正さなくてはいけない部分は当然あるのですけれども、一方で、虐待対応の事案等で、そういったことがなかなか難しかったりとか、それから御本人の安心とか安全の確保のために、具体的な説

明ができないような場合があつて、外から見て不透明に見える場合がある。こういったことにも、ぜひ御留意をいただいて、対応のフローをぜひ考えていただきたいなと思つています。つまり、後見人への苦情というのを一くくりにして考えることが非常に難しいので、一律に同じ流れで対応することが困難である。そのことを踏まえて、各機関の役割に応じたフローの整理というのをさせていただきたいなと思つています。

もう一点は、ちょっと先走つた発言になるかもしれませんが、この対応のフロー一律ではなくて考えていくといつても、何となくテンプレートのようなものはしっかり考えていく必要があるのかなと思つていて、こういったものを考えていく際に、それぞれの機関、特に今日御発言の中で、やはり家庭裁判所を含む各機関が、それぞれの役割を基本としながら連携していくということが重要なのかなと思つたので、ちょっと気が早いのですけれども、次回の専門職や家庭裁判所さんの議論も踏まえて、ぜひこういった対応のフローというのをしっかり今年度中に、このワーキングの中で作成していきたいなと思つました。

また、実際にこういったフローを作つても、それが地域で機能していかないと意味がないので、そういったものを実際に地域の中で、皆さんと一緒に動かしてくような機会、そういったものを、ぜひ作つていただきたいなと思つています。

これは、倉敷の渡邊さんがおっしゃつたように、できていること、できていないことというのが、その中でも整理されていくのではないかなと思つますので、フローを作るだけでなく、次年度にぜひ、特定の地域とか、あるいはそういったものを実際に運用して、そして、できていること、できていないことというのをあぶり出していくということが、中間検証に向けて重要なのかなと思つました。

以上、私からは2点になります。よろしくお願ひいたします。

○上山主査 どうもありがとうございました。西川委員、お願ひいたします。

○西川委員 西川です。対応困難事案に関して、主には行政、中核機関の立場からの見方というのを改めて御説明いただきました。大変参考になりました。特に各機関が単独では解決困難な案件について、連携が重要である、必要であるということが、私もよく理解できました。

その際に、やはり各機関のそれぞれの特性といいますか、特徴、長所もあれば、あるいは限界もあるということ把握することが重要なのだということ、今日改めて認識しました。

住田委員から、専門職団体の限界というような御指摘をいただきました。その辺りの点について、少し先走つた発言になるのかもしれませんが、専門職の立場から述べさせていただきます。例えば司法書士でいいますと、司法書士会に必ず所属しています。プラスしてリーガルサポートという任意団体に所属しているということになります。それぞれの団体によって、できることが必ずしも同じではありません。御承知だと思いますけれども、会社という組織に所属している従業員が仕事をするのと違って、司法書士の業務と

というのは、一般的に個人の判断と責任で司法書士の業務を行っています。一般に、司法書士は、所属組織における指揮命令系統の中で後見業務を行っているわけではありませんので、会員の後見業務について、司法書士会は、品位を保持して業務を行いなさいというような一般的、抽象的な指導は別として、具体的にこうなさい、ああしなさいということは、なかなか言えないという仕組みになっています。それに対して、リーガルサポートは、リーガルサポートという団体から指導監督を受けることに同意した上で、会員はリーガルサポートに加入している。そのため、完璧ではないのですけれども、指導監督がしやすい、リーガルサポートは会員の後見業務について指導監督ができるという特徴があります。

完璧ではないというのは、後見業務を行う後見人には、幅広い裁量というものがありますので、裁量の範囲内であれば、改善を指導したりするという事は難しい場合もあるのですが、例えば、今日も御指摘がありました、ケース会議に参加してもらえないとか、訪問してくれないということは、リーガルサポートであれば、ある程度は働きかけができます。中核機関だけということではなくて、専門職団体でも、ある程度は働きかけができます。あと、今日の御指摘では、家庭裁判所の指示書の話も出ていました。指示書でどこまでできるのか、なかなか難しいとは思いますが、厳密な意味での拘束力がないものであったとしても、そういうものが出るということには意味があると思います。リーガルサポートとしては会員を指導しやすくなりますから。それぞれの機関が、どこまでできるのか、その限界を整理していくということが必要なかなと思いました。以上です。

○上山主査 どうもありがとうございます。次に、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 すみません何度も。先ほどの永田先生のお話もあって、様々なバリエーションに応じたフローということが、確かに考えていくことが非常に重要だと思っておりますけれども、そういう中で、今日も対応が、中核機関だけではなかなか難しかったものという御報告が、倉敷市さんから、住田さんから御報告があったと思います。

やはり、我々も実際に実務で実感をしている中で、何とか専門職団体とか、市町村等の対応とか、ケース会議にかけて調整しようとはしますけれども、なかなかそれだけでは難しいという、例外的ではありますが、そういう事案があります。特に後見人の方が、御自分のスタイルを取らされて、なかなか連携が図れないみたいなどころがあります。それが、必ずしも解任事由にならなくても、本人にとっては極めて重要な点について、なかなか解決にならないとなりますと、本人にとってみると、お金の管理とか以上に、本人の生活そのものに直結するようなことについて、ここはままならないという状況があります。

こういうことにつきまして、やはり裁判所がしっかりと間に入っていて、後見人さんも呼んでいただいて、場合によっては関係機関の意見や、御本人さんの意見もしっかり聞く中で調整を図っていただく、あるいはその中で、ケース会議にどうしても出てくれないという方については、まずはケース会議に出るとか、あるいは御本人さんの意見をしっかりと踏まえた上で判断をしてくださいということで、意思決定支援のことをより強く指導いただく、そういったケースとございますか、そういう局面を作らないと、解決してい

ないケースというのが幾つかあるのは、確実にあると思っています。

そこでジレンマを感じながらやっておりますけれども、そういった意味で、裁判所に解任まで行かないところで、具体的にどう動いていただくかということと言いますと、第二期計画の前の議論でも少し出させてもらいましたけれども、家事事件手続規則というものの中に、81条というのがありまして、そこでは、裁判所が財産管理面だけではなくて、療養看護面も含め、あるいは、後見事務に必要な全般的なことについて、後見人にいつでも指示ができるという、そういう規定がございます。

これに基づいて、直接的に裁判所が後見人に、こうなさいという具体的な案を示すのではなくて、ケース会議に出てしっかりと議論してください、あるいは本人の意思をもう一回しっかりと確認するような手続を踏んでくださいというようなことの具体的な対応についての指示をするということについては、ここに予想していることだと思っております、そういったことを1つかましていただくことによって、周りの、今日御発表になった中核機関や市町村も動きやすくなって、一緒にきっかけづくりができていくということにもつながっていきますし、裁判所による調査官の調査とか、いろいろなものを組み合わせながら、情報がない中でどう動いていいか分からなかったというケースの発表も今日ありましたけれども、そういうものについて情報を共有して、一体何が一番本人にとっていいのかということ共有していきけるきっかけづくりには、必ずなると思っていますので、そういったことを、ぜひ、そういった困難事案について対応できるというのが、1つのフローとして考えていただければなと思っておりますので、ぜひフローの検討の中では、そういったことも考えていただければと思っております、すみません、発言しました。

○上山主査 ありがとうございます。裁判所からは、先ほど申し上げたように、次回のワーキングでも相談内容についての御報告をいただく予定なのですが、今の点等について、もし、現段階で何か最高裁のほうからコメントがありましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○向井第二課長 今日のお話を聞いていまして、まず、例えば後見人を解任してほしいとか、後見人を交代してほしいというような話があっても、それは、そのことだけを捉えれば、そういう相談や苦情がたくさんあると思うのですけれども、中を詳しく見ていくと、専門職団体に話をすれば解決するパターン、中核機関に話をすれば解決するパターン、それでも、なかなか解決できなくて、裁判所が関与しなければ解決できないパターン、いろいろなのだろうなと思われました。

フローを作るに当たっても、単にこういう場合はこうとかということではなくて、個別具体的な事案を想定して考えなければいけないのだろうなということで、機械的にこうだとはいかないのが実際のところだろうなと思われました。

今日お話を伺っていると、裁判所に対しての期待は非常に大きいのだろうなとは感じたところです。

解任につながるか、つながらないかというものについても、お金を横領したとかという

ことであれば、それが直ちに解任事由に結びつくというのは、想定しやすいのですけれども、それ以外のケースが一切解任とは関係ない話なのかという点、必ずしもそうではないように思いました。例えば、ケース会議に来ないという話を1つ取っても、来ない理由には多分いろいろあるのだと思います。中身がそれほど深刻ではないとか、比較的軽微な内容であれば、後見人自身のその日の予定だとかも含めて、行かないということについては、それほど問題ないことも場合によってはあるかもしれませんし、反対に、何かやましいことがあるから来ないのだというようなこともあるとは思いますが、本人との連携が取れていないから、行かないということもあるのだと思います。

その個別具体的な事情によっては、特に、本人が、今、非常に困っている状態にあり、ケース会議で、そのことについて後見人に相談したいのにもかかわらず後見人が来ない、そういうようなケースというのは非常に問題であり、不適切な事務と言えることも十分あるのではないかと思いますので、ケース会議に来ないということを1つとって、これが解任事由に直ちには当たらないということでもないのだと思います。

そういった場合は、裁判所に伝えていただく方がいいという場合も、もちろんあると思います。あとは本人に会いに来てくれないということについても、1か月間会いに行かないだけでけしからぬとなるのは、専門職からしてみたら、たまったものではないということだと思えるのですけれども、これもやはり個別具体的な事情によるのだと思います。今、こういう事情があるので、ぜひ来てもらって、こういうことをしてほしい、特にこれが本人にとってはすごく深刻なものなのであると、それにもかかわらず来ないとか、あとは、来ない頻度としても、半年来ない、1年来ないとかとなると、もう相当問題だと思います。その本人のお困りの事情次第では、来ないということ自体が、解任につながるというような話にもなり得ると思いますので、そういったものについては、やはり裁判所に言っただけのほうがいいのだらうと思います。やはり中核機関なり、市町村なりが、後見人の事務について不適切、不適正なのだという御判断になった場合には、それを裁判所に言っただけというようなことは十分考えられるのだらうと思っています。

その反面、不適切ではないかもしれないけれども、とりあえず困ったから何でもかんでも裁判所にということで相談されても困るので、やはり、そこはどういったものを裁判所で、どういったものを市町村で、どういったものを専門職団体でということについては、連携していろいろと協議していかなければいけないのだらうなと感じたところです。

裁判所に来ている苦情等については、追って報告をさせていただく機会がありますので、また、そのときに少しお話をさせていただければと思います。今日のところは、以上です。

○上山主査 どうもありがとうございました。おっしゃるように、裁判所に対する期待というのは、非常に大きいところがありますので、現行法上の家庭裁判所の監督権限の整理なども丁寧に踏まえつつ、連携によって、どういう形で対応できるかということ、次回も含めて、さらに深めていきたいと思っていますので、引き続き御協力をお願いいたします。

もう少し時間が取れますので、御発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。花俣委員、お願いいたします。

○花俣委員 すみません、念押しみたいで申し訳ないのですが、我々当事者団体としても、やはりあまりよろしくない、歓迎されないというか、不適切な後見人さんが選任されていて、できるだけ交代ができるようなといったことを考えたときに、もちろんフローチャートも当然必要なのですが、それだけでは、何とかならない場合も多々あると思っていますので、ここは、ぜひとも実行可能、あるいは実行可能な対応、手段ということで、家庭裁判所等々にも、ぜひぜひ前向きな検討をしていただきたいということを強くお願いしたいと思います。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。住田委員、お願いいたします。

○住田委員 私の報告の中にも入れさせていただきましたが、後見人と連絡が取れないというのが、本当に支援者側からすると困っています。何度メールしても、ファクスしても、電話しても反応がない。後見人がこういう方法で連絡してといった方法を取っているにもかかわらず、全く連絡が取れない。そのため、支援者が中核機関に、後見人と全然連絡が取れなくて、本人の状況が変わっていて、入院も含めて環境整備が必要だから一緒に考えてほしいのに、連絡が取れず困るというような御相談が入ります。

それに対して専門職団体に連絡をしても、なかなか強い指導ということができず、同じ後見人が同じ苦情を、被後見人の方が変わっても入るので、そういう場合に、やはり裁判所のほうから、きちんとケース会議に出るようにとか、連絡があったら折り返し連絡するように、というようなことを指示書のような形で、何か定型文みたいなもので、1枚出していただくことも御検討いただけたらと、現場としては強く思います。

○上山主査 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、今の点、まず、最高裁のほうから、少しコメントをいただいた上で、櫻田委員、水島委員と、御発言をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○向井第二課長 指示書の話が何回か出てくるのですが、ちょっと確認なのですが、これは、口頭で後見人にお伝えするというのでは駄目で、指示書でなくては駄目だということについてはどうしてなのかというところが、少しお聞きしたいなと思っています。今みたいな御相談を受けたときに、実際に口頭で後見人にお伝えして、それで分かりましたということで、対応してもらっているケースもあるはずですので、指示書でないといけないということについては、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○上山主査 分かりました。青木委員、もし、コメントがありましたら、お願いできますでしょうか。

○青木委員 ありがとうございます。先ほどの御紹介の手続も含めて、必ずしも書面でということにはなっていませんし、向井課長がおっしゃるとおり、口頭での指示も含めて柔軟に対応していくのが、事案に即して結構だとは思っていますが、我々が頭に思い浮かぶケースというのは、例外的なケースではあるのですが、そういった裁判所書

記官や裁判官からの口頭でのお願いでは、指示でも結構なのですが、それでは、なかなか動きを取っていただけないというケースを、多分、私も住田さんも念頭に置いていまして、こういったことについても対応しないのであれば、次の段階に行くのではないのでしょうか、辞任あるいは解任ということになるのではないのでしょうかということも含めて、裁判所としては考えているのですよと、こういうメッセージとして、場合によっては指示書という文書が必要なものも出てくるだろうと、そういうことを念頭に置いて申し上げます。

○上山主査 最高裁、よろしいでしょうか。

○向井第二課長 承知しました。ケース・バイ・ケースかと思いますが、口頭でお伝えしたのでは、なかなかこちらの意をくんでくれないという場合に、それが指示書という言い方かどうかは置いておいて、書面でそういったお話をするというのも、ケースによっては考えられるかもしれませんが、また、次の段階にというようなものについても、書面でやらないと次の段階に進めないのかというようなことでもないかと思えます。

口頭で、こういうことをお願いしますという話をしたときに、そのお願いに応じてもらえないということが、本当に本人にとって深刻な事態につながるということであれば、指示書の有無にかかわらず解任の話に進むことも、もちろんあるのだと思いますので、そこはケースによってということだとは思いますが、いろいろなやり方があるのだろうと思いますけれども、今日のお話も伺いつつ、また考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。なかなか一般の人には、家庭裁判所の監督の具体的な仕組みというのもイメージしづらいところもあると思いますので、その辺りも整理しながら、これから議論を進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、櫻田委員、水島委員の順で御発言をお願いいたします。

○櫻田委員 ありがとうございます。櫻田でございます。今日御報告をいただいた中で、感想じみた意見になるかと思うのですが、発言をさせていただきます。

今日、お三方が御報告いただいた中で、これから利用する立場になる当事者としても、何かあったときに相談できる場所があるというのは、すごく心強いなとは思った一方で、なかなかやはり、私がいる地域でもそうなのですからけれども、やはりこういうことがあまり知られていなかったりですとか、なかなか機能していないところが、現状としてはありますので、やはりこういう動きを実際に機能できるような仕組みを、テンプレートには、最初はなるかと思うのですけれども、テンプレートづくりを最初にしていただいた上で、その地域性に合わせたカスタマイズをしていく必要があるかと思えますので、そのような何かテンプレートみたいなことを、やはり今後検討して作っていく必要があるのかなと思えました。

私たち、この後見を利用する立場としましても、自分自身の言っていることとか意思を、やはり聞いてくれなかったりとか、なかなか後見人さんが会ってくれないというところ、すごく不安な部分もありますので、その不安を一緒に聞いていただいて、一緒に解決してくだ

さるような場所があるというのを、もっと表に出して伝えていただいてもいいと思いますし、実際この後見を使うときに、こういう場所がありますよと聞いても、なかなかびんとこないのもう少し分かりやすい言葉で、あなたのことをちゃんと考えてくれて、相談にきちんと乗ってくれる場所があるのだよ、マッチングもちゃんとしてくれるのだよというのを、もっともっと表に出して、宣伝というわけではないのですけれども、伝えていただけるとありがたいかなと思いました。以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございます。それでは、水島委員、お願いいたします。

○水島委員 ありがとうございます。

総括的な部分も含めて発言させていただきますが、今回の皆様のお話を聞いた上で思うこととしては、やはりどのケースにおいても、つまり、成年後見の分野だけではなく虐待対応の分野等も含めて、総合的な苦情の相談窓口がおそらく必要になってくるのではないかということです。

そして、総合的な権利擁護支援を図っていくためには、苦情への対応についても、独立かつ中立的な立場での第三者による事実確認あるいは検証評価の仕組みを作っていくということを併せて検討する必要があるのではないかというのが発言の趣旨です。

以下理由を述べていきたいと考えております。

まず、成年後見に関する苦情という切り口で議論が進んでおりましたけれども、寄せられた苦情を後見人、後見制度のみの苦情と捉えてしまうと、総合的な権利擁護支援を図る上では十分ではないのではないかと考えます。

例えば、和木町の事例で、息子による本人への経済的な虐待という話題がありましたけれども、これも可能性としては、後見人がお金を勝手に使っているとか、あるいは本人をこれまで一生懸命世話していたのに後見人が本人に会わせてくれないとか、後見人に対する苦情の形で、本来は虐待対応の問題になるのだけれども、息子から苦情が寄せられる可能性もあると思われれます。

また、倉敷市の事例で、友人による本人の金銭搾取という話題がありましたけれども、例えば、友人が本人を介して後見人に対しお金を要求し、察知した後見人がお金を渡さないと、「本人が自由にお金を使えていないではないか」といった形で苦情が出てくる可能性もあります。これも本来は、虐待対応の観点から考える必要があります。

今述べたような苦情に対しては、一見するともっともらしい理由が述べられるけれども、本人の権利擁護支援を図るという観点よりも、周りの都合あるいは利害関係者の都合から述べられる場合もあって、このような苦情が「本人の苦情」という形で、本人を隠れみのにして出てくることもあるのではないかと思います。

これらの事例のように、市町村が虐待対応で介入する際に首長申立がなされ、後見人は、本人の権利擁護の楯となることが期待され、虐待が疑われる養護者等との対立の中に入っていくようなケースもあるわけですね。後見人としてもチームの一員として動いているので、養護者等に対する回答も慎重にならざるを得ない。そうした背景事情から、皆さんの

御意見にもありましたけれども、後見人がチームの一員として本人の権利擁護を図っているのに、後見人がひどい、という苦情としてのみ受け取られてしまうのは、一面的に過ぎるのではないかと考えた次第です。

2点目ですが、苦情の解決に向かうためには、それぞれの言い分を整理し、事実関係を丁寧かつ適切に調査したうえで、解決策を提示する必要があると存じます。

しかし、事実関係を調査・検証したり、権利擁護支援の観点から総合的に評価し対応したりする一貫した窓口というのは、実際にはなかなか存在しないというのが現状ではないかと感じます。苦情は、本人、家族、福祉の支援者、後見人あるいは様々な立場の方からなされており、その内容も様々です。先ほど申し上げた例のように、周囲や利害関係者の都合でなされることもあれば、本人の権利擁護支援、特に意思決定支援の観点から考慮すべき重要な指摘が含まれた苦情もあると思われまます。さらに言えば、個々の問題として解決すべき苦情もあれば、地域全体の課題として捉えるべき苦情もあるだろうと想像します。

この点、尾張東部の例では、後見人支援の観点から事実確認、対応方法について検討する仕組みが作られているということでした。素晴らしい取り組みかと存じますが、このような対応ができて中核機関はごく一部かと思われまますし、さらに中核機関において候補者の調整をしていない事案や名簿に登録していない法律専門職の事案については対応が困難であり、家庭裁判所に一任せざるを得ないといった限界もあるとのことのお話をいただきました。また、西川委員からも、専門職団体でも調査の限界があるとのことのお話もございました。

もちろん家庭裁判所に期待するところは大きいのですが、他方で、現状としては、財産管理の事務を中心とした監督にとどまっているかと思われまますし、総合的な権利擁護支援の観点を踏まえた解決というよりは、先ほど最高裁からも言及があったとおり、いろいろな背景事情は分かるのだけれども、総じて、後見人を解任すべきかどうか、すなわち後見人等に広く認められた裁量権を逸脱・濫用する行為があったかどうかといった点が評価の中心となってしまうところがあります。このような観点も考慮しますと、やはり中核機関だけではない、専門職団体だけではない、家庭裁判所だけでもない、虐待対応を含めた権利回復支援及び意思決定支援を踏まえた権利行使支援、すなわち総合的な権利擁護支援の観点から各種苦情に対応するためにも、特に都道府県において、成年後見の問題だけでなく、虐待対応に関連した苦情も受け付けられる総合的な苦情相談窓口が必要なのではないかと考えております。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、もう一つ意見交換のテーマがありますので、そろそろそちらに移りたいと思います。

今後の検討スケジュール等について御意見があれば、同様に、Zoomの手を挙げる機能で挙手をお願いいたします。

こちらは、15分程度を想定していますので、御発言は簡潔にお願いできればと思います。

いかがでしょうか。永田委員、お願いいたします。

○永田委員 すみません、ちょっとしつこいようなのですが、先ほども申し上げたのですが、ちょっと改めて、先ほどちょっと先走って申し上げてしまったのですが、ぜひ今年度中までに、先ほど来出ているような対応のフローの作成ということ、ぜひ検討していただきたいなと思っています。

今年度いろいろ議論していく中で、そういった対応のフローが出て、先生方の御意見にもあったように、それというのが実際に、多分いろいろなカスタマイズが必要になってくるのではないかなと思うのです。先ほど櫻田委員もおっしゃっていましたが、それを地域の中で実際にカスタマイズしていくための試行期間のようなものとか、モデル的な実施みたいなことが必要になってきますので、ぜひ今年度中に、そういったことをしっかりとフローを作って、それで次年度には、それを特定の地域で実際にモデル的に実施してみて、それで検証していくようなことができる、中間検証までに様々な課題を検討していくことができるのではないかなと思っていますので、そういったスケジュール感で、ぜひ進めていただきたいなと思っています。

以上、意見になります。よろしくお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

今の永田委員の御意見に対する御意見でも構いませんし、それ以外でも結構です。スケジュールについて、何か御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

新井委員、お願いいたします。

○新井委員 新井です。検討スケジュールが載っておりますけれども、この中で、一度海外の事情などについても報告があったら、非常に参考になるのではないかと思います。具体的に言うと、オーストリアにクリアリングシステムというのがあって、これが成年後見に結びつくかどうかというのを、事前に判定するというシステムが機能していて、結構、これは有効に機能しているのだという意見もあります。

したがって、日本でそれをどうするかは別にして、もし機会があれば、例えば、第4回ワーキング・グループ辺りで、これに詳しい方に説明していただいて、少し参考にするというのもいいことかなと思っていますので、その辺りは、事務局と座長にお任せしますので、考えていただければありがたいです。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

第4回に海外の事案を入れることが適切かどうかを含めて、ちょっと事務局のほうと相談をいたしまして、必要に応じて対応をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

久保委員は御都合で、すぐの御対応は難しいかもしれませんが、もし、久保委員のほうからも御意見があれば、事務局のほうにお伝えいただきまして、事務局を通じて、私のほうに御意見を伺う形としたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回は、連携の内容の前半部分というか、今日の御発言の中でも多々出てきましたけれ

ども、関係機関として次回、裁判所、それから専門職団体のほうに話を伺うこととなりますので、それを踏まえて、次回さらに詳しい討議ができるかと思えます。今日、十分に御発言がいただけなかった部分についても、次回も関係することを議論いたしますので、また、その折に、御発言をいただければと思えます。

それでは、特に皆さんから御意見がなければ、最後に私のほうで幾つか簡単にコメントをさせていただく形で、今日の会議を締めたいと思えます。

まずは、今日は、珍しくというか、時間の進行が非常にスムーズに、皆さんの御協力で行きまして、割と全員の方に思ったことを御発言いただけたのではないかと考えています。

基本的な議論の方向性というのは、これまでのワーキングあるいは専門家会議での議論の積み上げもありましたので、粗々、委員の間に大きな方向性というのは、何となく共有できつつあるのかなと感じています。

まず、今日の点で申し上げますと、苦情と一言と言っても、その苦情については様々な質であったり、水準があるのだということを改めて確認しておく必要があるだろうと思えます。

その上で、それぞれの苦情の質などに応じた対応のフローというのを、これから確立していく必要があるだろうと考えます。

ただ、一方で、そのフローというものが、あまりにも固定的になってしまうと、これは当然、それはそれで逆効果ということになりますので、このフローの確立に当たっては、きちんと柔軟な仕組みというのを念頭に置いて進めていく必要があるだろうということを改めて感じました。

その上で、今日、まさに裁判所とのやり取りが、かなり多かったわけですがけれども、現在、一般的に苦情と言われているもので、直接現行法で受け止める仕組みとしては、家庭裁判所の監督権限、特に解任の権限による対応というものが、すぐ想起されるわけです。しかし、今日様々御発言をいただきましたように、必ずしも家庭裁判所の解任の問題に直結するような苦情だけではないということも、改めて確認できたかと思えます。

その一方で、では、解任につながらないような、ある意味では小さな不満であったり、不信であったりというものを、そのまま放置してよいのかというと、むしろその段階できちんと丁寧に、特に御本人の御意向を確認しながら対応していくということが重要なのだということも、基本的に委員の共通理解なのではないかと思いました。

この点については、現行法の制度として、明確な受け止めの仕組みがあるわけではありませので、ここを、先ほど申し上げた柔軟なフローの確立などを通じて、丁寧にこれから議論を進めていきたいと思えます。

それから、今日の御発言の中にもありましたけれども、最初の後見人を選任する段階で、御本人の意向がうまく後見人サイドに伝わらずに、いわば、最初の段階でボタンを掛け違ってしまったために、だんだん深刻な事態になってしまったり、ひいては御親族も巻き込んで問題が複雑化すると、こういうケースも実際にはかなりあるのだろうと受け止めました。

そういう意味では、これも途中で御指摘がありましたけれども、御本人に対する意思決定支援というのは後見人がやるというだけではなくて、むしろ判断能力の不十分な方の地域生活を支える上で、あらゆる人が意思決定支援という理念を共有しながら、権利擁護に臨むというのが基本計画の考え方でもありますので、そういう意味では、成年後見の申立てという、成年後見という制度としては、その最初の入り口の部分から、きちんと御本人の御意向を確認しつつ、より適任の選任をしていくという仕組みを全体で整えていくということが重要なのだらうと思います。

もちろん、最終的な選任権限は、現行法上では家庭裁判所の専権事項ということになってはいますけれども、既に第一期計画の段階から、一定の事案については、中核機関が丁寧なマッチング機能を担うことによって、そうしたボタンのかけ違いというのをできる限り排除していくということが、もともと想定されていたということがあります。

ただ一方で、残念ながら、全国の中核機関がマッチング機能を十全に現状果たしているかという点、そういうことではなからうと思いますので、その点も含めて、やはり対応が必要になってくるのだらうと思います。

冒頭の話に戻りますけれども、苦情の質や水準が様々である以上、その苦情に対応する機関というのも、裁判所のみならず、あるいは中核機関のみならず、様々な関係機関というのが、その役割に応じて連携を取りながら対応していかなければ、御本人に対する丁寧な応接というのは難しいかと思しますので、やはり最終的には、最大のテーマというのは、関係機関の役割に応じた適切な連携の確立、それによる地域権利擁護の促進ということかと、今のところは受け止めています。

こうしたことを、次回以降のワーキングでも念頭に置きつつ、皆さんと議論を進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお付き合いをいただければと思います。

本日は、進行に御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はここまでといたしまして、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。次回第2回地域連携ネットワークワーキング・グループは、10月31日午前10時からの開催を予定しております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれ御確認いただきまして、ホームページに掲載いたします。よろしく申し上げます。

○上山主査 それでは、本日は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。